令和2年9月17日

神奈川県知事 黒岩 祐治様

神奈川県情報公開審査会会 長 常岡孝好

行政文書一部公開処分に関する審査請求について (答申)

平成31年4月3日付けで諮問された特定業務に関する会議資料一部非公開の件 (諮問第837号)について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県知事が、別表1に掲げる文書を特定の上、別表2の非公開情報欄に掲げる情報のうち、別表3の非公開妥当情報欄に掲げる情報を非公開としたことは妥当であるが、別表4の公開すべき情報欄に掲げる情報については公開すべきである。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第9条 第1項の規定に基づき、平成30年12月3日付けで、神奈川県知事(以下 「実施機関」という。)に対して、特定検討業務に関し特定期間に打合せ、 会議等(以下「特定会議」という。)を実施した際の資料(以下「特定会 議資料」という。)について、行政文書の公開請求(以下「本件請求」と いう。)を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、平成30年12月10日付けで本件請求に対する諾否の決定期間を延長する決定を行った上で、平成31年1月30日付けで、別表1に掲げる文書(以下「本件行政文書」という。)を対象文書として特定の上、別表2の区分甲項の非公開情報欄に掲げる情報については、個人に関する情報であり、特定の個人が識別される情報であるとして、条例第5条第1号本文を理由に、別表2の区分乙項から丁項までの非公開情報欄に掲げる情報については、審議等に関する情報であり、公開することにより、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとして、同条第3号を理由に非公開とする一部公開決定(以下「本件処分」という。)を行った。
- (3) 審査請求人は、平成31年3月1日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分について、その取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

(1) 本件処分は「一部公開」であるが、公開しなかった箇所ごとの理由を明確に示していないため、どの条文を根拠として非公開としたのか分からない。

- (2)条例第5条は、原則公開すべきことを明確に定めているのであって、非公開はあくまでも例外としているのであり、行政の公正又は円滑な執行を妨げることを理由として非公開とする場合も、「公開することによってその審議に著しく支障を生ずるおそれのある」ことを必要としている。そうした解釈から本件処分をみると、極めて安易に非公開部分が拡げられている。
- (3) 本件処分の非公開部分を100とすると、特定市Aに関するものは約10% が非公開であるが、特定市Bに関するものは約90%が非公開であり、処 分に当たって具体的な検討が行われたものとは到底認められない。
- (4) 特定検討業務は特定法人Cに委託されており、同業務の成果品は平成30年3月に納入され、特定市A及び特定市Bともに誰でも閲覧できるようになっている。また、本件行政文書には、「※決定した内容ではありません。」と明記されていることから、条例第5条第3号及び第4号には該当しない。
- (5) 実施機関が弁明書において、本件処分時には処分理由として付記されていなかった条例第5条第4号を非公開理由として追加したことは、妥当ではない。
- 4 実施機関(担当:県土整備局都市部交通企画課)の説明要旨
 - (1) 条例第5条第1号該当性について

別表2の区分甲項の非公開情報欄に掲げる情報は、特定会議に出席していた特定法人Cの従業員の氏名、住所、年齢及び携帯電話番号(以下「特定法人の従業員情報」という。)であり、これらは、条例第5条第1号本文に規定された「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの」に該当する。

(2) 条例第5条第2号本文該当性について

別表2の区分乙項の非公開情報欄に掲げる情報は、特定法人Dが販売している出版物から引用した数値等(以下「特定出版物引用情報」という。)であることから、条例第5条第2号に規定された「公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するお

それがあるもの」に該当する。

(3) 条例第5条第3号該当性について

本件行政文書は、特定2市が行っている特定地区のまちづくりの実現化に向けて、特定市Bが発注した特定検討業務を取りまとめるに当たり、実施機関及び特定2市の担当者レベルにおいて検討を行った資料である。これらの資料のうち、別表2の区分丙及び丁の項の非公開情報欄に掲げる情報は、未決定かつ未成熟な情報であり、このような情報が公開されると、県民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、条例第5条第3号に該当する。

- (4) 条例第5条第4号柱書該当性について
 - ア 別表2の区分丙項の非公開情報欄に掲げる情報
 - (ア) 別表2の区分丙項の非公開情報欄に掲げる情報は、特定地区のまちづくりに係る実施機関及び特定2市の費用負担割合(以下「本件費用負担割合」という。)を多角的に検討するために、その過程において示された情報(以下「本件費用負担割合情報」という。)である。実施機関は、本件請求を受け付けた時点では、本件費用負担割合の数値を公開しておらず、また、近隣住民等に対する説明も行っていなかった。

そのため、これらの情報が公開されると、既に決定した事項であるとの誤解を近隣住民等の間で生じさせ、また、公開されていた情報とは違った結果となった場合、近隣住民等に行政に対する不信感を生じさせるおそれがある。さらに、このような不確定な情報が公開されることが前提となると、関係者相互の率直な意見交換が妨げられ、当該事業の実施に影響が生じ、事業の進捗が遅延するなどの支障を生じさせるおそれがある。

以上から、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

(イ) なお、特定市Aは、平成30年4月以降に、特定会議資料のうち同市 特定地区に係る事業費総額とその内訳、事業工程、費用便益の数値 等を公開しているため、実施機関は、特定市Aが公開した情報につ いては公開とした。

イ 別表2の区分丁項の非公開情報欄に掲げる情報

別表2の区分丁項の非公開情報欄に掲げる情報は、特定2市が取り 組んでいる特定地区の土地区画整理事業の整備主体、事業費及び工程 に関する情報(以下「本件土地区画整理事業情報」という。)であり、 土地区画整理後の土地の評価の変化を示す増進率や減歩率等及び区画 整理事業の具体的な作業工程スケジュールといった、区画整理区域の 地権者等に直接かかわる未成熟かつ未確定な情報である。

このような情報が、まだ地権者や近隣住民に対して説明や交渉が行われていない状態で公開されると、既に決定した事項であるとの誤解が生じ、県民と行政との間の協議が混乱し、地権者からの協力が得られなくなる可能性がある。また、行政機関が地権者と交渉する際の交渉材料が明らかになり、交渉が難航したり、不調となるおそれがある。その結果、事業の進捗が遅延する等の影響が生じるおそれがある。

以上から、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当する。

5 審査会の判断理由

(1) 条例第5条第1号該当性について

ア 条例第5条第1号本文該当性について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とする旨規定している。

別表2の区分甲項の非公開情報欄に掲げる情報は、特定法人の従業 員情報であり、これらは個人に関する情報であって、特定の個人が識 別され得るものであることは明らかであることから、同号本文に該当 すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

もっとも、条例第5条第1号ただし書は、同号本文に該当する情報 であっても、同号ただし書アから工まで、すなわち「法令又は条例の 規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められ ている情報」(同号ただし書ア)、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」(同号ただし書イ)、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」(同号ただし書ウ)及び「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」(同号ただし書エ)に該当する情報については公開すべき旨規定している。

これを本件についてみると、別表3の区分甲項の非公開妥当情報欄に掲げる情報は、特定法人の従業員情報であるが、同人は、取締役等の登記簿に掲載される役職者ではなく、その氏名が公になっている情報ではないことが認められるため、同号ただし書ア及びイには該当せず、その内容及び性質に鑑みれば、同号ただし書ウ及びエにも該当しないことは明らかである。よって、これらの情報は、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

しかしながら、別表4の区分甲項の公開すべき情報欄に掲げる情報は、特定法人Cの従業員の氏名であるものの、同人は支社長であり、かつ、特定市Bの入札に関する資格者名簿に登録され、同市のホームページ等でその氏名が公開されていることから、同号ただし書イに該当すると判断する。

(2) 条例第5条第2号本文該当性について

条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とする旨規定している。

実施機関は、別表2の区分乙項の非公開情報欄に掲げる情報は、特定 出版物引用情報であり、特定法人Dが販売している出版物から引用した 数値等であることから、このような情報が公開されると、当該法人の権 利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、同号本 文に該当する旨主張する。

しかしながら、当該出版物は、一般に販売されており、誰でも購入で

きるものであって、このような出版物から引用した数値等が公開された としても、特定法人Dの権利、競争上の地位その他正当な利益を害する おそれがあるとまでは言えず、同号本文に該当しないと判断する。

(3) 条例第5条第3号該当性について

条例第5条第3号は、「県の機関及び県が設立した地方独立行政法人の内部若しくは相互間又は県の機関等と国若しくは他の地方公共団体の機関、独立行政法人等若しくは地方独立行政法人との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」は非公開とする旨規定している。

実施機関は、別表2の区分丙項及び丁項の非公開情報欄に掲げる情報には、未決定かつ未成熟な情報が含まれているため、このような情報が公開されると、県民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、同号に該当する旨主張する。

しかしながら、当該非公開情報欄に掲げる情報は、本件費用負担割合情報及び本件土地区画整理事業情報であり、これらの情報の内容及び性質に鑑みると、公開することにより不当に県民の間に混乱を生じさせるおそれがあるとまでは認められず、また、公開することにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれたり、特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとも認められない。

よって、これらの情報は、同号に該当しないと判断する。

(4) 条例第5条第4号柱書該当性について

条例第5条第4号柱書は、「県の機関、国等の機関、独立行政法人等 又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公開 することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、 当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は非 公開とする旨規定している。そして、同号アからオまでの各規定は、事 務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす具体的事由を例示したものであり、これらに該当するもののほか、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」も同号柱書により非公開とされ、これらには同号アからオまでの各規定に掲げられるものに類似し、又は関連するものも含まれると解されるため、以下検討する。

ア 別表2の区分丙項の非公開情報欄に掲げる情報

(ア) 別表2の区分丙項の非公開情報欄に掲げる情報のうち、別表3の区分丙項の非公開妥当情報欄に掲げるものは、本件費用負担金割合について多角的に検討するために、その過程において示された情報であることが認められる。

そのため、これらの情報が実施機関から何ら説明がなされていない状態で断片的に公開されると、たとえ、文書中に当該情報は未確定である旨が明記されていたとしても、既に決定した事項であるとの誤解が近隣住民等の間で生じるおそれがあると認められる。また、公開されていた情報とは違った結果となった場合、近隣住民等に行政に対する不信感を生じさせるおそれがあると認められる。さらに、このような不確定な情報が公開されることが前提となると、関係者相互の率直な意見交換が妨げられ、当該事業の実施に影響が生じ、事業の進捗が遅延するなどの支障を生ずるおそれがあることが認められる。

以上から、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(イ) しかしながら、別表2の区分丙項の非公開情報欄に掲げる情報の うち、別表4の区分丙項の公開すべき情報欄に掲げる情報について は、当審査会が確認したところ、特定市Bで既に公表されている情 報であることが認められる。そのため、これらの情報を公開したと しても、実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障が生ずるおそ れがあるとは認められない。

よって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書には該当しない

と判断する。

- イ 別表2の区分丁項の非公開情報欄に掲げる情報
- (7) 別表2の区分丁項の非公開情報欄に掲げる情報のうち、別表3の区分丁項の非公開妥当情報欄に掲げるものは、特定2市が土地区画整理事業を行うに当たり、対象となる区域における土地の評価の変化を示す増進率や減歩率等を試算した結果であることが認められる。そのため、これらの情報が、実施機関から何ら説明がなされていない状態で断片的に公開されると、たとえ、文書中に当該情報は未確定である旨が明記されていたとしても、既に決定した事項であるとの誤解が近隣住民の間で生じ、県民と行政との間の協議が混乱し、地権者からの協力が得られなくなるおそれがあることが認められる。また、行政機関と地権者との交渉が難航し、不調になることで、当該事業の実施に影響が生じ、事業の進捗が遅延するなどの支障が生ずるおそれがあることが認められる。

以上から、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当すると判断する。

(イ) しかしながら、別表 2 の区分丁項の非公開情報欄のうち、別表 4 の区分丁項の公開すべき情報欄に掲げる情報については、そもそも 土地区画整理事業に関わる数値等が含まれていないことから、公開 したとしても、実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障が生ず るおそれがあるとは認められない。

よって、これらの情報は、条例第5条第4号柱書に該当しないと 判断する。

(5) 審査請求人のその他の主張について

前記3(5)のとおり、審査請求人は、実施機関が弁明書において、本件 処分時には処分理由として付記されていなかった条例第5条第4号を非公 開理由として追加したことは妥当ではない旨主張するため、以下検討する。

条例第10条第3項では、実施機関が公開請求に係る行政文書の全部又は 一部の公開を拒むときは、その理由を併せて通知しなければならないと定 められている。この趣旨は、非公開理由を付記することによって、実施機 関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非公開理由を請求者に知らせることによって、その審査請求等に便宜を与えることを目的としているものと解される。そして、この目的は、実施機関が非公開理由を具体的に記載して通知することでひとまず実現されるものであり、一たび通知書に理由を付記した以上、実施機関が当該理由以外の理由を非公開決定処分の審査請求等において主張することを許さないとする趣旨をも含むと解すべきものではない。

以上から、審査請求人の主張は、失当であると言わざるを得ない。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙8のとおりである。

別表1 (特定文書一覧)

大 妻女	· 本事内部		
文書名	文書内訳		
平成 29 年 5 月	次第		
26 日資料	検討調査業務委託概要(案)		
平成29年6月2	次第		
日資料	検討調査業務委託概要 (案)		
T. D. 00 F. F. F.	次第		
平成 29 年 7 月 20 日資料	業務実施計画書		
	作業計画書		
平成29年9月1	次第		
日資料	評価手法マニュアル		
	次第		
平成 29 年 10 月	工程表		
23 日資料	まちづくり基本方針		
	費用便益検討の作業項目 (案)		
	次第		
事業フレーム算	施行者比較 参考資料		
定の前提条件等	年度別資金計画表		
を議題とする打	一体施行を前提とした施行者比較		
合せ資料	一体施行と個別施行の比較表		
	シンボル道路の施行者比較		
一体施行と個別	次第		
一体施行と個別 施行の比較等を	一体施行と個別施行の比較		
議題とする打合	「新駅による増進」の影響		
世資料	シンボル道路の影響		
	次第		
一体施行と個別施行のメリッ	一体施行と個別施行のメリット・デメリット		
ル・デメリット	資料 3		
等を議題とする	資料 4		
打合せ資料	資料 5		

別表1 (特定文書一覧) <続き>

文書名	文書内訳	
	次第	
平成 29 年 11 月	今後の進め方	
27 日資料	費用便益検討について	
	報告書	
	次第	
	資料 1	
	一体施行と単独施行の比較表	
	事業フレーム総括表等 (一体施行)	
	事業フレーム総括表等 (単独施行)	
	資料 3	
平成 29 年 12 月 25 日資料	資料 4	
	CO2排出量の削減	
	NOX排出量の削減	
	道路騒音	
	道路交通事故の減少	
	道路混雑の緩和	
	不動産鑑定速報値	
	次第	
	資料 1	
	総括表	
	乗車時間の短縮	
平成 30 年1月	交通費用の減少	
23 日資料	乗換利便性の向上	
	車両内混雑度の緩和	
	駅アクセス・イグレス時間の短縮	
	固定資産税・都市計画税の増加	
	新駅に対する両市の負担	

別表1 (特定文書一覧) <続き>

文書名	文書内訳
	次第
平成 30 年 3 月 14 日資料	資料 1
	資料 2

別表2 (原処分における非公開情報一覧)

区分	文書名	文書内訳	非公開情報
	平成 29年7月20日資料	業務実施計画書	特定法人の従業員情報 〇 左記文書3頁目中、特定法人の従業員の氏名
甲		作業計画書	特定法人の従業員情報 ○ 左記文書4頁目中、特定法人の従業員の氏名 ○ 左記文書 12 頁目中、特定法人の従業員の氏名 名、住所及び年齢 ○ 左記文書 15 頁目中、特定法人の従業員の氏名 名及び携帯電話番号
丁	事レ定条業ム前等で	施行者参資料	本件土地区画整理事業情報
	議題とす る打合せ 資料	年度別資 金計画表	本件土地区画整理事業情報 ○ 左記文書 1 頁目から 12 頁目までの特定市 B の各表の記載内容(項目名は除く。)
		一体施行 を前提と した施 者比較	本件土地区画整理事業情報 ○ 左記文書表中、第1欄第3項3行目8文字目 から10文字目まで、第2欄第2項から第4欄第 6項まで
		一体施行 と個別施 行の比較 表	本件土地区画整理事業情報 〇 左記文書中、表の記載内容(項目名は除 く。)
丙		シンボル 道路の施 行者比較	本件関連事業負担割合等情報 〇 左記文書表中、第2欄第4項から第4欄第4 項まで

別表2 (原処分における非公開情報一覧) <続き>

区分	文書名	文書内訳	非公開情報			
丁	ーと個別と 一と個別と 一とで 一とで 一とで 一とで 一とで 一とで 一とで で で で で で	一体施行 と個別施 行の比較	本件土地区画整理事業情報 ○ 左記文書中、7行目(文頭の「・」は除く。)、左側表中第4欄第5項から第5欄第25項まで、第6欄第6項から同欄第9項まで、同欄第11項から同欄第13項まで、同欄第21項から同欄第22項まで、右側表中第1欄第4項から同欄第24項まで、第2欄第5項から同欄第8項まで、同欄第10項から同欄第12項まで、同欄第20項から同欄第21項まで			
丙			本件費用負担割合情報 〇 左記文書中、「費用負担の考え方(例)」の 内容(「昭和の作業」は除く。)			
丁		「新駅に よる増 進」の影響	本件土地区画整理事業情報 ○ 左記文書 1 頁目中、18 行目、下段表中第 2 欄第 1 項から第 6 欄第 16 項まで ○ 左記文書 2 頁目中、 2 行目から 28 行目まで (文頭の括弧付き数字は除く。)			
						シンボル 道路の影 響
丙	一体施行 と個別施	一体施行	本件費用負担割合情報 左記文書 ○ 別紙1に掲げる非公開情報①			
丁		リット・ と 個別施	1 頁目 本件土地区画整理事業情報 ○ 別紙1に掲げる非公開情報②			
丙	デメリッ ト等を議	リット・ デメリッ	本件費用負担割合情報			
丁	題とする 打合せ資 料	F	2 頁目 本件土地区画整理事業情報 ○ 別紙 2 に掲げる非公開情報②			

別表2 (原処分における非公開情報一覧) <続き>

区分	文書名	文書内訳	非公開情報	
丙		一体施行	本件費用負担割合情報 左記文書 ○ 別紙3に掲げる非公開情報①	
丁		と個別施行のメ	3 頁目 本件土地区画整理事業情報 ○ 別紙 3 に掲げる非公開情報②	
丙		リット・ デメリッ ト	本件費用負担割合情報 左記文書 ○ 別紙4に掲げる非公開情報①	
丁		· <続き> 	4 頁目 本件土地区画整理事業情報 ○ 別紙 4 に掲げる非公開情報②	
乙	一体施行	資料 3	特定出版物引用情報 ○ 左記文書表中、第 12 欄第 4 項から第 17 欄 34 項まで、第 19 欄第 4 項から第 23 欄第 34 まで	1
丙	と行リデト題打料く個のツメ等と合 続別のトリをすせ きねメ・ツ議る資 >	資料 5	本件費用負担割合情報 ○ 左記文書5頁目中、12 行目1文字目から 2 文字目まで、14 行目1文字目から 12 文字目まで、14 行目1文字目から 12 文字目まで、14 行目1文字目から 12 次数 6 項 第 7 項 第 6 項 第 6 項 第 6 項 第 6 項 第 6 項 第 6 項 第 6 項 第 6 項 第 7 項 第 7 項 第 7 項 第 8 項 第 8 項 第 8 項 第 8 項 第 8 項 第 8 項 第 8 項 第 8 項 第 8 項 第 8 項 第 8 項 第 8 項 第 8 項 第 8 項 第 8 項 第 8 页 第 8 页 第 9 項 第 9 項 第 9 項 第 9 項 第 9 項 第 9 項 第 9 項 第 9 項 第 9 項 第 9 項 第 9 項 第 9 页 8 页 9 页 9 页 9 页 9 页 9 页 9 页 9 页 9 页	まな第ま315第段表表段 12ま欄欄

別表2 (原処分における非公開情報一覧) <続き>

区分	文書名	文書内訳	非公開情報
丙	一と行リデト題打料く体個のッメ等と合 続別のトリをすせ き	資料 5 <続き>	○ 左記文書9頁目中、11 行目6文字目から 42 文字目まで、13 行目5文字目から 44 文字目まで、15 行目1文字目から3文字目まで、17 行目1文字目から3文字目まで、上段表中第2欄第3項から第4欄第3項まで、下段表中第2欄第3項から第4欄第3項まで。 ○ 左記文書 10 頁目中、9行目1文字目から 12 文字目まで、下段表中第2欄第3項から第5欄第3項まで、図すべて
甲	平成 29 年 11 月 27 日資 料	報告書	特定法人の従業員情報 ○ 左記文書中、特定法人の従業員の氏名
丁		資料 1	本件土地区画整理事業情報 左記文書2頁目から5頁目までの別紙5に掲げる非公開情報 左記文書6頁目及び7頁目の別紙6に掲げる非公開情報 左記文書8頁目から10頁目までの別紙5に掲げる非公開情報
丁	平成 29 年 12 月 25 日 資 料	一体施行 を を を を を を を を を を を を を を を を を を を	本件土地区画整理事業情報 ○ 左記文書1頁目中、4行目16文字目及び17文字目、上段表中第5欄第7項から第8欄第35項までのうち第7欄第7項、同欄第15項及び同欄第19項から同欄第32項までを除くすべて、下段表中第2欄第1項から同欄第2項まで ○ 左記文書2頁目中、上段表中第5欄第7項から第7欄第35項までのうち第6欄第7項、同欄第15項及び同欄第19項から同欄第32項までを除くすべて、下段表中第2欄第1項から同欄第2項まで

別表2 (原処分における非公開情報一覧) <続き>

区分	文書名	文書内訳	非公開情報
丁	平年 29	事レ括(行)業ム表体フ総等施	本件土地区画整理事業情報 ○ 左記文書1頁目表中、第4欄第7項から第5欄第36項まで ○ 左記文書2頁目中、左側表中第6欄第3項から第7欄第28項まで、右側上段表中第3欄第2項計の項目の2行目、右側中段表中第3欄第2項から第8欄第2項までの項目の2行目、右側下段表中第1欄第2項。第13項まで、同欄第15項から同欄第17項中9文字目及び10文字目、同欄第20項 ○ 左記文書4頁目中、6行目28文字目から69文字目まで、9行目、左側表中第6欄第11項から第7欄第20項 ○ 左記文書4頁目中、6行目28文字目から69文字目まで、9行目、左側表中第6欄第11項から第7欄第20項 ○ 左記文書4頁目中、6行目28文字目から69文字目まで、9行目、左側表中第6欄第11項から第7欄第26項まで、右側上段表中第3欄第3項から第9欄第3項までの項目の2行目、右側下段表中第1欄第2項がら第7欄第2項までの項目の2行目
丙			本件費用負担割合情報 上から3段目表の記載内容すべて左記文書 (項目名は除く)
丁			5 頁目 本件土地区画整理事業情報 ○ 各表の記載内容すべて(上から3 段目表及び各表項目名は除く。)
丁		事 業 フ 総 き 、 表 、 等 ん 、 単 独 た う し う し う し う し う し う し う し う し う し う	本件土地区画整理事業情報 ○ 左記文書1頁目表中、第4欄第7項から第5欄第35項まで ○ 左記文書2頁目中、左側表中第6欄第3項から第7欄第28項まで、右側上段表中第3欄第3項までの項目の2行目、右側中段表中第3欄第2項から第8欄第2項までの項目の2行目、右側下段表中第1欄第2項から第7欄第2項までの項目の2行目

別表2 (原処分における非公開情報一覧) <続き>

区分	文書名	文書内訳	非公開情報
丁		事 レ括 (行 <	○ 左記文書3頁目表中、第4欄第8項から同欄第13項まで、同欄第15項から同欄第17項まで、第5欄第17項 ○ 左記文書4頁目中、6行目28文字目から70文字目まで、9行目、左側表中第6欄第11項から第7欄第26項まで、右側上段表中第3欄第3項から第9欄第3項までの項目の2行目、右側中段表中第3欄第2項から第8欄第2項までの項目の2行目、右側下段表中第1欄第2項から第7欄第2項までの項目の2行目
丙			本件費用負担割合情報 上から3段目表の記載内容すべて左記文書 (項目名は除く)
工	平成 29 年 12 月		5 頁目 本件土地区画整理事業情報 ○ 各表の記載内容すべて(上から3 段目表及び各表項目名は除く。)
丁	25 日 資 料 <続き>	資料 3	本件土地区画整理事業情報
丙		資料 4	本件費用負担割合情報 ○ 左記文書2頁目表中、第3欄第 14 項から同欄第 21 項まで、第6欄第 14 項から第7欄第 21 項まで
丙	ĵ	道路騒音	本件費用負担割合情報 ○ 左記文書 3 頁目中、15 行目 14 文字目から 17 文字目まで、16 行目 8 文字目から 11 文字目まで、17 行目 8 文字目から 12 文字目まで、上から 5 段目表及び最下段表の記載内容(項目名は除く。)

別表2 (原処分における非公開情報一覧) <続き>

区分	文書名	文書内訳	非公開情報
丙		道路騒音<続き>	○ 左記文書4頁目中、4行目 11 文字目から 14 文字目まで、5行目8文字目から 11 文字目ま で、6行目8文字目から 12 文字目まで、9行 目 13 文字目から 16 文字目まで、10行目8文字 目から 11 文字目まで、11行目8文字目から 12 文字目まで、14行目 13 文字目から 16 文字目ま で、15行目8文字目から 11 文字目まで、16行 目8文字目から 12 文字目まで、各表の記載内 容(項目名は除く。) ○ 左記文書5頁目中、10 行目1文字目から 3 文字目まで、上から3段目表中第2欄第5項から第5欄第8項まで、第5欄第10項、最下段 表中第2欄第2項から同欄第3項まで、第4欄 第2項
丙	平成 29 年 12 月 25 日 資 料 <続き>	道路交通多次の	本件費用負担割合情報
丙		道路混雑の緩和	本件費用負担割合情報 ○ 左記文書 3 頁目中、16 行目 7 文字目から 10 文字目まで、17 行目 7 文字目から 11 文字目まで、同行目 20 文字目から 24 文字目まで、18 行目 5 文字目から 8 文字目、同行目 18 文字目から 22 文字目まで、21 行目 7 文字目から 10 文字目まで、22 行目 7 文字目から 11 文字目まで、同行目 20 文字目から 24 文字目まで、23 行目 5 文字目から 8 文字目まで、同行目 18 文字目から 22 文字目まで、上から 3 段目表及び最下段表の記載内容(項目名は除く。)

別表2 (原処分における非公開情報一覧) <続き>

区分	文書名	文書内訳	非公開情報
丙	平年25料< 29月資 >	道の<には、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	○ 左目 7 文字目 20 文字目 7 文目 10 文字目 7 文字目 7 文目 10 文字目 7 文字目 12 文字目 7 文字目 8 文字目 9 文字目 8 7 文字目 8 7 文字目 9 次字目 10 文字目 11 次字目 12 个字目 13 文字目 15 文字目 15 文字目 15 文字目 15 文字目 16 次 20 次 20 次 20 分 20 分 20 分 20 分 20 分 20

別表2 (原処分における非公開情報一覧) <続き>

区分	文書名	文書内訳	非公開情報
丁	平 d 29 年 12 月 25 日 料 <続き>	不動産鑑定速報値	本件土地区画整理事業情報 左記文書1頁目中、2行目から5行目まで、下段表の記載内容(項目名は除く。) 左記文書2頁目中、5行目4文字目から7文字目まで、各表の記載内容(項目名は除く。) 左記文書3頁目中、7行目4文字目から7文字目まで、13行目4文字目から7文字目まで、各表の記載内容(項目名は除く。) 左記文書4頁目中、7行目4文字目から7文字目まで、各表の記載内容(項目名は除く。) 左記文書5頁目中、7行目4文字目から7文字目まで、13行目4文字目から7文字目まで、13行目4文字目から7文字目まで、13行目4文字目から7文字目まで、13行目4文字目から7文字目まで、各表の記載内容(項目名は除く。) 左記文書6頁目中、7行目4文字目から7文字目まで、各表の記載内容(項目名は除く。)
丁	平成 30年 1日 30 月 23 料	資料 1	本件土地区画整理事業情報 ○ 左記文書1頁目中、3行目、表中第4欄第7項から第5欄第37項まで ○ 左記文書2頁目中、左側表中第6欄第3項から第7欄第2項まで、第8欄第3項までの第8個第2項までの時間、右側中段表中第3欄第2項市份的第7欄第2項市份的第7欄第2項市份的第1個第2項市份的第5欄第36項まで。○ 左記文書4頁目中、3行目、表中第4欄第7項から第5欄第36項まで。○ 左記文書5頁目中、方質5第1欄第2項亦ら第9欄第3項亦ら第9欄第3項亦ら第9欄第3項亦ら第8個第2項までの項目の2行目、右側中段表中第3欄第2項までの項目の2行目、右側中段表中第3欄第2項までの項目の2行目、右側中段表中第1欄第2項亦ら第7欄第2項までの項目の2行目

別表2 (原処分における非公開情報一覧) <続き>

区分	文書名	文書内訳	非公開情報
丁	平年23 料 < 30 月資 >	資	○ 左記文書 6 頁目 中、 名表の記載 7 項間 8 7 項 8 7 項間 8 7 項間 8 7 項間 8 7 項間 8 7 項 8 7 項間 8 7 項 8 7 項間 8 7 可 8 7 可 8 7 可 8 7 可 8 7 可 8 7 可 8 7 可 8 7 可 8 7 可 8 7 可 8 7 可 8 7 可 8 7 可 8 7 可 8 7 可 8 7 可 8 7 可 8 7 可 9 页 8 7 可 9 文字目 8 7 可 9 文字目 8 8 7 第 8 7 可 9 文字目 8 8 7 第 8 7 第 8 7 第 8 7 第 8 7 第 8 7 第 8 7 第 8 7 第 8 7 第 8 7 第 8 7 第 8 7 第 8 7 第 8 7 第 8 7 第 8 7 第 8 7 第 8 7 平 9 页 9 文字字目 8 8 7 平 9 页 9 次字字字 8 7 平 9 页 9 次字字字目 8 8 7 平 9 页 9 7 平

別表2 (原処分における非公開情報一覧) <続き>

区分	文書名	文書内訳	非公開情報
丙	平成 30 年 1 月 23 日資 料 <続き>	新駅に対 する両市 の負担	○ 左記文書中、5行目から8行目まで、10行 目、12行目から20行目まで、22行目
丁	平年 30 月資	資料 2	○ 左記文書1頁目中、4行目、表中第4欄第7項から第5欄第37項まで ○ 左記文書2頁目中、左側表中第6欄第4項から第7欄第28項まで、右側上段表中第3欄第右での第8欄第2項から第9欄第2項から第8欄第2項がら第7欄第2項書36項書で、右側項第1個の第7欄第28項まで、右側項項目の2行目、右側項表中第6欄第3項第分。○ 左記文書4頁目中、4行目、表中第6欄第3項第分。○ 左記文書4頁目中、4行目、表中第6欄第3項第3項までの第7欄第2項すから第8欄第2項から第8欄第2項から第9欄第2項から第8欄第2項から第7欄第2項書6頁目表の記載內容(項目名は除ての第7欄第2項書6頁目表の記載內容(項目名は除て、方面的第5欄第3項書で、表記文書6頁目中、4行目、表中第4欄第7項から第5欄第36項まで、右側項第十次書8頁目中、4行目、表中第4欄第7項から第5欄第3項まで、方面的第5個第第項書で、右側項票と可以表中第3欄第2項から第8欄第2項から第8個第第3項書で、右側項票と可以表中第3欄第2項から第8欄第2項から第8欄第2項から第8欄第2項から第8欄第2項から第8欄第2項から第8個第2項から第9欄第2項までの項目の2行目、右側下段表中第1欄第2項までの項目の2行目

別表2 (原処分における非公開情報一覧) <続き>

区分	文書名	文書内訳	非公開情報
丁	平年14料< 30月資 >	資 <	○ 左記文書 10 頁目表の記載内容(項目名は除く。) ○ 左記文書 10 頁目中、4 行目 16 文字目編第 13 項 まで、大田 関係 15 項 文字目表の 17 文字目まで、現實 15 項 文字目 17 文字目表の 17 項 文字目 17 文字目 28 文字目から 10 文字目 28 文字目から 66 文で、10 行まで、7 在間表上目の項第 2 項 項 10 元まで、10 行までまで、10 行までまで、10 行までまで、10 行までまで、10 行までまで、10 行までまで、10 行までまで、10 行までまで、10 行までまで、10 有までを開第 2 項 18 第 2 項 18 第 2 項 18 第 18 項 18 19 欄第 15 項の項と行目の項目的方的 17 文字目前 16 項の方的 17 文字目前 17 文字目前 17 文字目前 17 項の方的 17 項 18 第 18 項の項 18 20 項 19 東京 14 頁目 17 文字 19 下段表的 18 電影 18 項 18

備考1: 頁数は該当文書の表紙を含めて数えたものである。

備考2:行数は、文字が記載された行を上から数えたものである。ただし、 行数の数え方に特に指定がある場合は、それによる。

備考3:文字数は、当該行の記載のある文字について左から数えたもので、 句読点及び記号等の表記も一文字として数えたものである。

別表3 (原処分における非公開妥当情報一覧)

区	文書名	文書内訳	非公開妥当情報
分	入百石	入百门叭	
	平成 29 年 7 月 20 日資 料	業務実施計画書	特定法人の従業員情報 一 左記文書3頁目中、特定法人の従業員の氏名 (支社長氏名を除く。)
甲		作業計画書	特定法人の従業員情報
丁	事レ定条議る資業ム前等と合フ算提をすせ	施行者考資料	本件土地区画整理事業情報
		年度別資金計画表	本件土地区画整理事業情報 ○ 左記文書1頁目から 12 頁目までの特定市B の各表の記載内容(項目名は除く。)
		一体施行 を前提と した施行 者比較	本件土地区画整理事業情報 ○ 左記文書表中、第1欄第3項3行目8文字目 から10文字目まで、第2欄第2項から第4欄第6項まで
		一体施行 と個別施 行の比較 表	本件土地区画整理事業情報 〇 左記文書中、表の記載内容(項目名は除 く。)
丙		シンボル 道路の施 行者比較	本件関連事業負担割合等情報 左記文書表中、第2欄第4項から第4欄第4項まで

別表3 (原処分における非公開妥当情報一覧) <続き>

区分	文書名	文書内訳	非公開妥当情報
丁	一体施行	一体施行 と個別施 行の比較	本件土地区画整理事業情報 ○ 左記文書中、7行目(文頭の「・」は除く。)、左側表中第4欄第5項から第5欄第25項まで、第6欄第6項から同欄第9項まで、同欄第11項から同欄第13項まで、同欄第21項から同欄第22項まで、右側表中第1欄第4項から同欄第24項まで、第2欄第5項から同欄第8項まで、同欄第10項から同欄第12項まで、同欄第20項から同欄第21項まで
丙	と個別施行の比較等を表		本件費用負担割合情報 〇 左記文書中、「費用負担の考え方(例)」の 内容(「昭和の作業」は除く。)
丁	- とする打 合せ資料	「新駅に よる増 進」の影響	本件土地区画整理事業情報 ○ 左記文書1頁目中、18 行目、下段表中第2 欄第1項から第6 欄第16 項まで ○ 左記文書2頁目中、2 行目から 28 行目まで (文頭の括弧付き数字は除く。)
			シンボル 道路の影 響
丙	一体施行 と個別施 行 の メ	一体施行	本件費用負担割合情報 左記文書 別紙1に掲げる非公開情報①
丁	イリデト題 打料のトリをすせます。 かトリをすせ はなる資	ブット・ と 値 別 施	1 頁目 本件土地区画整理事業情報 ○ 別紙1に掲げる非公開情報②
丙		リット・デメリッ	本件費用負担割合情報 一 別紙 2 に掲げる非公開情報①
丁		 	2 頁目 本件土地区画整理事業情報 ○ 別紙 2 に掲げる非公開情報②

別表3 (原処分における非公開妥当情報一覧) <続き>

区分	文書名	文書内訳	非公開妥当情報
丙丁		一体施行 と個別施	本件費用負担割合情報
丙		行 の メ リット・ デメリッ	本件費用負担割合情報 ○ 別紙4に掲げる非公開情報①
丁		ト <続き>	左記文書 4頁目 本件土地区画整理事業情報 ○ 別紙4に掲げる非公開情報②
丙	一と行リデト題打料<体個のツメ等と合善続施別のトリをすせ善き行施メ・ツ議る資ニ>	資料 5	本件費用負担割合情報 ○ 左記文書5頁目中、12 行目1文字目から 12 文字目まで、14 行目1文字目から 12 文字目まで(表の右側の記載事項は行数に数 2 欄第3項まで、第4欄第6項から第6欄第6項まで、第3欄第9項から第6欄第12項から第5欄第15項から第4欄第15項から第4欄第2項がら第6欄第2項まで、上から2閥第2項がら第6欄第2項がら第6欄第2項がら第6欄第2項を表の右側の記載事項も含む。)、上から5段目表中第2欄第3項から第5欄第3項まで、第9欄第19項(同欄直下の文字を含む。) ○ 左記文書7頁目中、5行目1文字目から 12文字目まで、上段表中第2欄第3項から第5欄第3項まで ○ 左記文書10頁目中、9行目1文字目から12文字目まで、下段表中第2欄第3項から第5欄第3項まで、図すべて
甲	平成 29 年 11 月 27 日 資 料	報告書	特定法人の従業員情報 ○ 左記文書中、特定法人の従業員の氏名

別表3 (原処分における非公開妥当情報一覧) <続き>

	(//,1//_/		公開女ヨ旧報一見)へ就さん
区分	文書名	文書内訳	非公開妥当情報
丁	平年 25 料	資料 1	本件土地区画整理事業情報
丁		一体施行 を単独 を を を を を を を を を を を を を を を を を を	本件土地区画整理事業情報 左記文書1頁目中、4行目16文字目及び17文字目、上段表中第5欄第7項から第8欄第33項までのうち第7欄第7項、同欄第15項及び同欄第19項から同欄第2項まで、下段表中第2欄第1項から同欄第2項までを除くすべて、下段表中第5欄第7項、同欄第15項及び同欄第19項から同欄第32項までを除くすべて、下段表中第2欄第1項から同欄第2項まで
丁		事レ括(行)	本件土地区画整理事業情報 左記文書1頁目表中、第4欄第7項から第5欄第36項まで 左記文書2頁目中、左側表中第6欄第3項から第7欄第28項まで、右側上段表中第3欄第2項から第8欄第2項まで、有側中段表中第3欄第2項から第7欄第2項目の2行目、右側下段表中第1欄第13項まで、同欄第15項から同欄第15項から同欄第17項中9文字目及び10文字目、同欄第20項 左記文書4頁目中、6行目28文字目から69文字目まで、9行目、左側表中第6欄第11項から第7欄第20項 左記文書4頁目中、6行目28文字目から69文字目まで、9行目、左側表中第6欄第11項から第7欄第20項

別表3 (原処分における非公開妥当情報一覧) <続き>

区分	文書名	文書内訳	非公開妥当情報
万丁		事 よ ま よ も 表 体 行 く 続 さ こ こ た た た た た た た た た た た た た	本件費用負担割合情報
丁	平年 12 月 29 月 資	事レ括(行)業み表独フ総等施	本件土地区画整理事業情報 ○ 左記文書1頁目表中、第4欄第7項から第5欄第35項まで ○ 左記文書2頁目中、左側表中第6欄第3項から第7欄第28項まで、右側上段表中第3欄第3項から第9欄第3項までの項目の2行目、右側中段表中第3欄第2項から第7欄第2項がら第7欄第2項がら同欄第17項まで、第5欄第17項 ○ 左記文書3頁目中、6行目28文字目から70文字目まで、9行目、右側上段表中第3欄第17項 ○ 左記文書4頁目中、6行目28文字目から70文字目まで、9行目、左側表中第6欄第11項から第7欄第26項まで、右側上段表中第3欄第3項から第9欄第3項までの項目の2行目、右側中段表中第3欄第2項から第8欄第2項がら第8欄第2項がら第8欄第2項までの項目の2行目、右側下段表中第1欄第2項がら第7欄第2項までの項目の2行目
丙			本件費用負担割合情報
丁			5 負目本件土地区画整理事業情報 ○ 各表の記載内容すべて(上から3 段目表及び各表項目名は除く。)
丁		資料 3	本件土地区画整理事業情報 ○ 左記文書1頁目中、各枠内の記載内容(各枠内1行目は除く。) ○ 左記文書2頁目表中、第3欄第3項から同欄第8項まで、第5欄第3項から同欄第8項まで

別表3 (原処分における非公開妥当情報一覧) <続き>

区分	文書名	文書内訳	非公開妥当情報
丁	平 f 29 成 29 月 25 日 資 料 < が き >	不動産鑑定速報値	本件土地区画整理事業情報 左記文書1頁目中、2行目から5行目まで、下段表の記載内容(項目名は除く。) 左記文書2頁目中、5行目4文字目から7文字目まで、各表の記載内容(項目名は除く。) 左記文書3頁目中、7行目4文字目から7文字目まで、13行目4文字目から7文字目まで、各表の記載内容(項目名は除く。) 左記文書4頁目中、7行目4文字目から7文字目まで、各表の記載内容(項目名は除く。) 左記文書5頁目中、7行目4文字目から7文字目まで、13行目4文字目から7文字目まで、13行目4文字目から7文字目まで、13行目4文字目から7文字目まで、13行目4文字目から7文字目まで、各表の記載内容(項目名は除く。) 左記文書6頁目中、7行目4文字目から7文字目まで、各表の記載内容(項目名は除く。)
丁	平成 30 年 1 日 23 料	資料 1	本件土地区画整理事業情報 ○ 左記文書1頁目中、3行目、表中第4欄第7項から第5欄第37項まで ○ 左記文書2頁目中、左側表中第6欄第3項から第7欄第2項まで、第8欄第3項までの第8個第3項までの第9欄第3項までの第8個第2項までの項目の2行目、右側中段表中第3欄第2項から第7欄第2項までの項目の2行目 ○ 左記文書3頁目中、3行目、表中第4欄第7項から第5欄第36項まで ○ 左記文書4頁目中、3行目、表中第4欄第7項から第5欄第36項まで ○ 左記文書5頁目中、左側表中第6欄第3項から第7欄第28項まで、第8欄第3項がら第9欄第3項までの第57欄第2項までの第目の2行目、右側中段表中第3欄第2項までの項目の2行目、相第2項から第7欄第2項までの項目の2行目

別表3 (原処分における非公開妥当情報一覧) <続き>

区分	文書名	文書内訳	非公開妥当情報
丁	平年23料< 30月資 >	資料1 >	○ 左記文書 7 頁目中、各表の記載の内容(項牙の 15 項目 16 文字 17 項目 17 文字 19 項目 18 第 15 項、 18 項目 19 項 18 第 15 項、 18 項目 19 項 18 第 15 項、 19 項目 18 表の記載 19 項 18 第 18 項 19 項 18 第 18 項 19 項 18 第 18 項 18 項 18 項 18 項 18 項 18 項 18

別表3 (原処分における非公開妥当情報一覧) <続き>

区分	文書名	文書内訳	非公開妥当情報
丙	平成 30 年 1 月 23 日資 料 <続き>	新駅に対する両市の負担	○ 左記文書中、5行目から8行目まで、10行 目、12行目から20行目まで、22行目
丁	平年14料	資料 2	○ 左記文書1頁目中、4行目、表中第4欄第7項から第5欄第37項まで ○ 左記文書2頁目中、左側表中第6欄第4項から第7欄第28項まで、右側上項目の2行項目の2行目で設表中第3欄第2項形数表中第1欄第2項形数表中第1欄第2項形数表中第1欄第2項形容。) ○ 左記文書3頁目中、4行目、表中第4欄第7項記文書3頁目中、4行目、表中第4欄第7項記文書4頁目中、4行目、表中第4欄第7項於第5期獨第28項まで、右側上項目の2行目で統第7欄第2項までの第8間第2項がら第8欄第2項形的第9欄第2項形的第8間第2項形的第7欄第2項目の2行目で表中第1個所第2項目の2行目で表上與表中第1個所第2項目の2行目で表別で、表別項影響の2間目の2行目で表別で、表別項第2項目の2行目で表別で、表別項第2項目の2行目で表別で、表別項第2項目の2行目で表別で、表別項第3項目の2行目の第7欄第2項まで、方第5期額第3項まで、方第5期額第3項まで、方第5期額第3項まで、方割類第3項まで、方割類第3項目の2行目の表中第3欄第2項がら第8間第2項がら第8間第2項がら第8間第2項がら第8間第2項がら第8間第2項がら第8間第2項での項目の2行目

別表3 (原処分における非公開妥当情報一覧) <続き>

区分	文書名	文書内訳	非公開妥当情報
丁	平年14 料 <	資料2 >	○ 左記文書 9 頁目表の記載内容(項目名は除く。) ○ 左記文書 10 頁目中、4 行目 16 文字目第 13 項目 第 13 項 まで、表中第 4 欄第 17 項文字目表の記載所容(項目表) 5 項 文字目表の記載所容(項目第 15 項 文字目表。 6 6 2 文字目表。 7 元日 28 文字目から 10 文字目表。 7 元日 28 文字目から 6 6 2 文字目表。 7 元日 28 文字目 3 項中項 8 第 2 項 平 第 3 項中項 8 第 2 項 平 第 3 項 中 第 3 項 中 第 3 項 中 第 3 項 中 第 3 項 中 第 15 項 の 5 と 9 文字目 から 17 文字 目 同欄第 2 0 項 表 17 文字目 同欄第 2 0 項 表 18 間觸 17 項 の 5 と 9 文字目 17 文字 目 17 文字 目 28 文字目 18 間屬 17 項 の 5 と 9 文字目 19 次 5 名 18 間屬 19 個第 2 項 3 項 4 行 5 目 5 目 5 目 5 目 5 目 5 目 5 目 5 目 5 目 5

備考1:頁数は該当文書の表紙を含めて数えたものである。

備考2:行数は、文字が記載された行を上から数えたものである。ただし、 行数の数え方に特に指定がある場合は、それによる。

備考3:文字数は、当該行の記載のある文字について左から数えたもので、 句読点及び記号等の表記も一文字として数えたものである。

別表4 (公開すべき情報一覧)

		THE DE	兒/
区分	文書名	文書内訳	公開すべき情報
甲	平成 29 年 7 月 20 日資 料	業務実施計画書	特定法人の従業員情報 ○ 左記文書3頁目中、特定法人の支社長の氏名
丁	事レ定条議る資 、 学の件題打料 をすせ	施行者比較 参考資料	本件土地区画整理事業情報 ○ 左記文書1頁目表中、第2欄第3項 ○ 左記文書2頁目表中、第8欄第5項から第 10欄第5項まで
乙		資料 3	特定出版物引用情報 ○ 左記文書表中、第 12 欄第 4 項から第 17 欄第 34 項まで、第 19 欄第 4 項から第 23 欄第 34 項 まで
丙	一と行リデト題打料体個のッメ等と合施別のトリをすせ行施メ・ッ議る資	資料 5	本件費用負担割合情報 ○ 左記文書5頁目中、14 行目1文字目から 12 文字目まで(表の右側の記載事項は行数に数えない。)、最下段表中第2欄第3項から第5欄第3項まで ○ 左記文書7頁目中、上段表中第1欄第1項から第3欄第19項まで、第4欄第19項 ○ 左記文書8頁目中、7行目1文字目から 12 文字目まで、12行目、中段表中第2欄第3項から第5欄第3項まで、下段表中第3欄第2項から第4欄第2項まで ○ 左記文書9頁目中、11 行目6文字目から 42 文字目まで、13 行目5文字目から 44 文字目まで、15 行目1文字目から3文字目まで、17 行目1文字目から3文字目まで、上段表中第2欄第3項から第4欄第3項まで、下段表中第2欄第3項から第4欄第3項まで、下段表中第2欄第3項から第4欄第3項まで、下段表中第2欄
丁	平成 29 年 12 月 25 日資 料	一体施行 と単独施 行の比較 表	本件土地区画整理事業情報 ○ 左記文書1頁目中、上段表中第5欄第34項 から第8欄第35項まで ○ 左記文書2頁目中、上段表中第5欄第34項 から第7欄第35項まで

別表4 (公開すべき情報一覧) <続き>

区分	文書名	文書内訳	公開すべき情報
丙		資料 4	本件費用負担割合情報 ○ 左記文書2頁目表中、第3欄第14項から同欄第21項まで、第6欄第14項から第7欄第21項まで
丙	平年 12 月 音 マ 年 12 月 音 マ 未 き ト	道路騒音	本件費用負担割合情報 ○ 左記文書3頁目中、15 行目14 文字目から17 文字目まで、16 行目8 文字目から11 文字目まで、2字目まで、17 行目8 文字目から12 文字目まで、上から5段目表及び最下段表の記載内容(項目名は除く。) ○ 左記文書4頁目中、4 行目11 文字目から14 文字目まで、5 行目8 文字目まがら11 文字目まで、9 行目13 文字目から16 文字目まで、10 行目8 文字目から11 文字目まで、11 行目8 文字目から16 文字目まで、14 行目13 文字目まで、15 行目8 文字目まで、14 行目13 文字目まで、15 行目8 文字目まで、15 行目8 文字目まで、16 行目8 文字目まで、16 行目8 文字目よで、2 京日まで、10 行目1 文字目から3 文字目まで、上から3段目表中第2欄第5項から第5欄第8項まで、第5欄第10項、第4欄第2項から同欄第3項まで、第4欄第2項
丙		道路交通少	本件費用負担割合情報 左記文書 3 頁目中、16 行目 5 文字目から 8 文字目まで、17 行目 6 文字目、同行目 14 文字目、21 行目 5 文字目から 8 文字目まで、22 行目 6 文字目、同行目 14 文字目、上から 3 段目表及び最下段表の記載内容(項目名は除く。) 左記文書 4 頁目中、5 行目 5 文字目から 8 文字目まで、6 行目 6 文字目、同行目 14 文字目、10 行目 5 文字目から 8 文字目まで、11 行目 6 文字目、同行目 14 文字目、20 行目 1 文字目から 3 文字目まで、最上段表及び上から 2 段目表の記載内容(項目名は除く。)、上から 4 段目表中第 2 欄第 5 項から第 4 欄第 8 項まで、第 4 欄第 10 項、最下段表中第 2 欄第 2 項から同欄第 3 項まで、第 4 欄第 2 項

別表4 (公開すべき情報一覧) <続き>

区分	文書名	文書内訳	公開すべき情報
丙	平年25料< 29月資 >	道緩和雑	本件費用負担割合 10 文字目から 11 文字目から 12 文字目前行目 20 文字字目から 11 で字目から 12 文字目表で、18 行目 7 文字目 18 文字目 18 文字字目 7 文字目 18 文字字目 7 文字目 18 文字字目 7 文字目 18 文字字目 7 文字目 17 文字目 18 文字字目 7 文字目 17 文字目 20 文字字目 20 文字目 23 行字目 20 文字目 23 行字目表 23 行字目表 23 行字目表 25 文字目 26 文字目表 27 文字目表 27 文字目表 28 文字目 28 文字目 28 文字目 28 文字目 29 文字目 20 文字目表 28 文字目表 28 文字目表 28 文字目表 38 文字 38

別表4(公開すべき情報一覧) <続き>

区分	文書名 文書内訳		名 文書内訳 公開すべき情報			
丙	平成 29 年 12 月 25 日 資 料 <続き>	道路混雑 の緩和 <続き>	○ 左記文書8頁目中、5行目1文字目から3文字目まで、13行目1文字目から3文字目まで、19行目1文字目から3文字目まで、19行目1文字目から3文字目まで、19行目1文字目から3文字目まで、最上段表中第2欄第5項から第4欄第8項まで、第4欄第2項、上から3段目表中第2欄第2項から同欄第3項まで、第4欄第2項、上から4段目表中第2欄第2項から同欄第3項まで、第4欄第2項、最下段表中第2欄第2項から同欄第3項まで、第4欄第2項、最下段表中第2欄第2項から同欄第3項まで、第4欄第2項			

備考1:頁数は該当文書の表紙を含めて数えたものである。

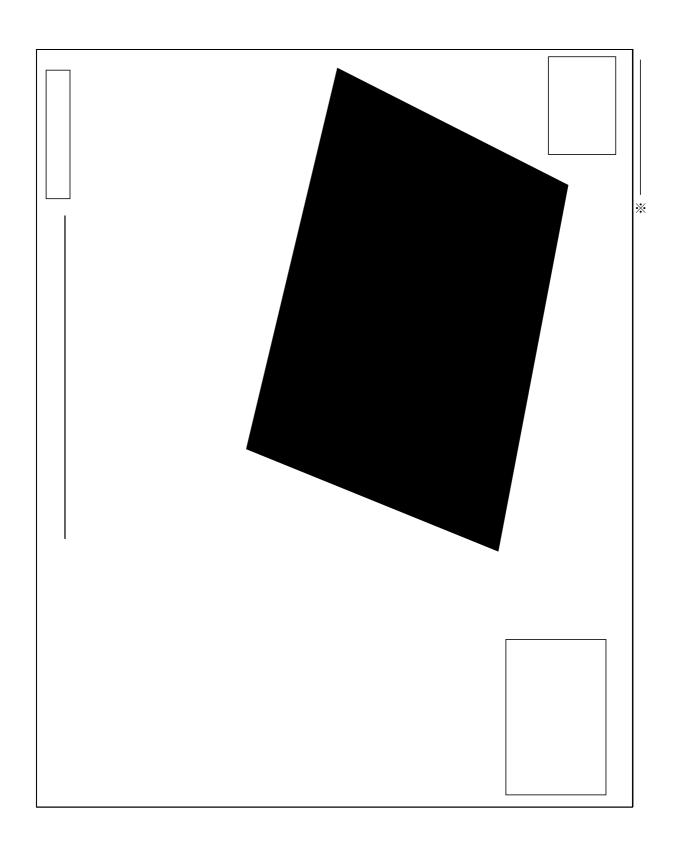
備考2:行数は、文字が記載された行を上から数えたものである。ただし、

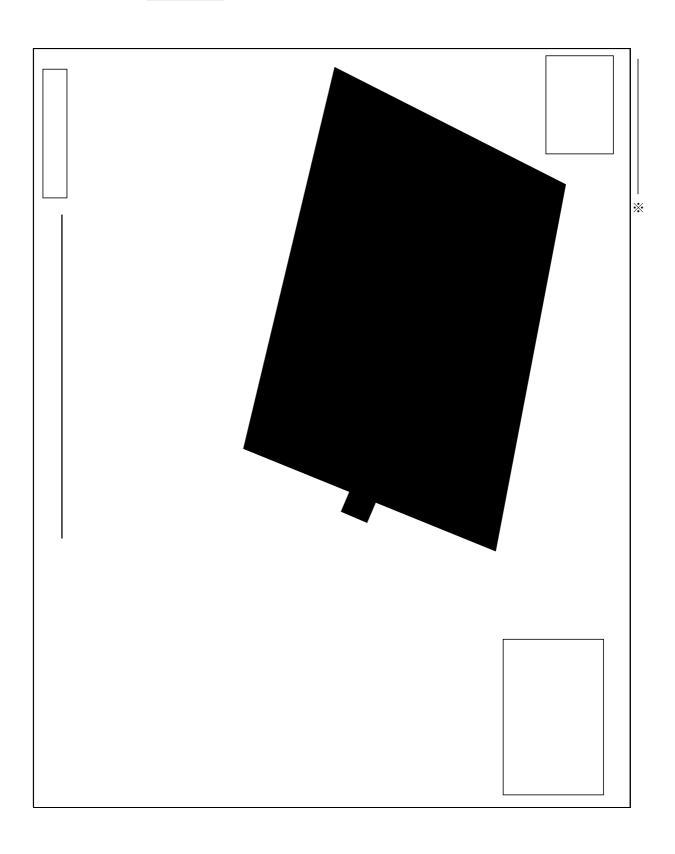
行数の数え方に特に指定がある場合は、それによる。

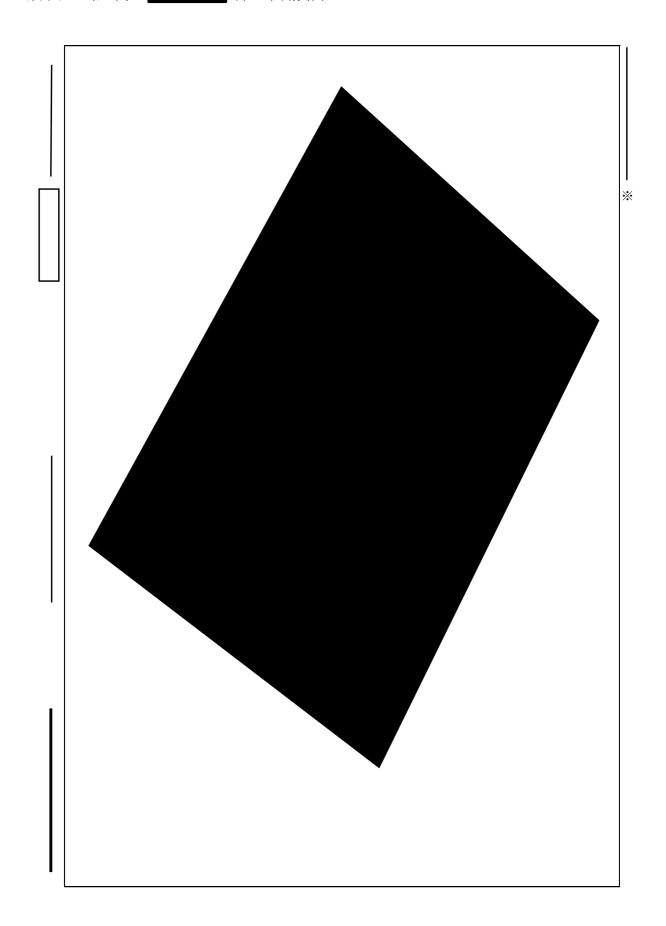
備考3:文字数は、当該行の記載のある文字について左から数えたもので、

句読点及び記号等の表記も一文字として数えたものである。

別紙1	(凡例:		非公開作	青報①、		非公開情	報②)
							19 文字
◆	目35文字目 まで	から48文字目	まで、4行目	8文字目から2	(文字目ま)	で、5行目33文:	字目から75文
							1
*							
	-						







審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日		処	理	内	容
平成 31 年 4 月 3 日	0	諮問			
令和2年1月31日 (第204回部会)	0	審議			
3 月 2 3 日	0		から条例第 れた意見書る		項の規定に基
3 月 2 5 日 (第 205 回部会)	0	審議			
6月18日 (第206回部会)	\circ	審議			
7 月 2 1 日 (第 207 回部会)	0	審議			

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏	名	現 職	備考
板 垣	勝彦	横浜国立大学大学院准教授	部 会 員
市川	統 子	弁護士(神奈川県弁護士会)	部 会 員
柿 﨑	環	明治大学教授	
田村	達 久	早稲田大学教授	会長職務代理者
常岡	孝 好	学習院大学教授	会 長 (部会長を兼ねる)
遠 矢	登	弁護士(神奈川県弁護士会)	
堀内	かおる	横浜国立大学教授	部 会 員

(令和2年9月17日現在) (五十音順)